

第8期定時株主総会ご通知における 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

1. 事業報告

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2. 連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

3. 計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

第8期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）

株式会社GA technologies

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ga-tech.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年10月31日現在）

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月12日	2017年5月12日
新 株 予 約 権 の 数		7,000個	7,465個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 280,000株 (新株予約権1個につき 40株)	普通株式 298,600株 (新株予約権1個につき 40株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1個当たり 140円	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 7,160円 (1株当たり 179円)	新株予約権1個当たり 7,160円 (1株当たり 179円)
権 利 行 使 期 間		2017年5月26日から 2027年5月11日まで	2019年5月16日から 2027年5月11日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,555個 目的となる株式数 62,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 2,100個 目的となる株式数 84,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 対象新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - ② 当社普通株式につき、行使価額以下を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
 - ④ 当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 第 2 回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - (5) 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - ① 2019年 8 月 1 日から2020年 7 月31日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 1
 - ② 2020年 8 月 1 日から2021年 7 月31日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 2
 - ③ 2021年 8 月 1 日から2022年 7 月31日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 3
 - ④ 2022年 8 月 1 日から行使期間の最終日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて
3. 2018年 4 月11日付の株式分割（1 株を20株に分割）及び2018年10月 1 日付の株式分割（1 株を 2 株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。なお、2020年11月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」への反映はされていません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の取締役及び従業員向けのインセンティブ・プランとして弁護士三木秀一郎氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、三木秀一郎氏に対して、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を発行しております。これらの新株予約権のうち、第4回新株予約権については、2020年1月末日時点で当社グループ従業員9名に対し交付されており、三木秀一郎氏との信託契約は終了しております。

	第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2018年2月28日	2018年2月28日
新 株 予 約 権 の 数	2,500個	5,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 40株)	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 40株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1個当たり 1円	1個当たり 1円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 38,000円 (1株当たり 950円)	新株予約権1個当たり 38,000円 (1株当たり 950円)
権 利 行 使 期 間	2020年8月1日から 2028年3月8日まで	2021年8月1日から 2028年3月8日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 第4回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2019年10月期乃至2021年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）の額が下記①乃至③に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」）の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や

決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 営業利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50%
- ② 営業利益が2,000百万円を超過した場合 行使可能割合：75%
- ③ 営業利益が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

2. 第5回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2020年10月期乃至2022年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）の額が下記①乃至③に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」）の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 営業利益が3,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50%
- ② 営業利益が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合：75%
- ③ 営業利益が5,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

3. 2018年4月11日付の株式分割（1株を20株に分割）及び2018年10月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。なお、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」への反映はされていません。

また、当社は、2019年2月1日開催の取締役会において、成長機会を迅速かつ機動的に捕捉するためのM&A及び資本業務提携に関わる資金調達を目的に、第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）の発行を決議し、2019年2月18日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了しております。当該新株予約権の発行の概要は以下のとおりであります。なお、第7回新株予約権については、2020年2月19日に行使期間満了により消滅しております。

	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2019年2月1日
新 株 予 約 権 の 数	2,610個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 261,000株 (新株予約権1個につき 100株) (注)1
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1 個 当 た り 683円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	(注) 2、3、4、5
権 利 行 使 期 間	2019年2月19日から 2020年2月18日まで
行 使 の 条 件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 1. 第7回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権は、行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付新株予約権であります。第7回行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式261,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、(注) 1. (2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注) 4. の規定に従って行使価額（(注) 2. (2)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 4. に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)4.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)4.(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初8,000円とする。
3. 行使価額の修正
- (1) 本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が(注)3.(2)に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初8,000円とする（但し、(注)4.の規定を準用して調整される。）。但し、当社は2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。(注)3.(2)に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i)1,638円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注) 4. (2)に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①(注) 4. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③(注) 4. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注) 4. (4)②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注) 4. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注) 4. (2)①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注) 4. (2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株 式 数} = \frac{(\text{調 整 前 行 使 価 額} - \text{調 整 後 行 使 価 額}) \times \text{調 整 前 行 使 価 額 により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調 整 後 行 使 価 額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注) 4. (2)⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注) 4. (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注) 4. (2)の規定にかかわらず、(注) 4. (2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注) 3. (1)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、(注) 4 の他の規定にかかわらず、(注) 4 に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注) 3. (2)に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注) 4. (2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決め内容

＜所有者による行使制限措置＞

- (1) 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。）について、本新株予約権の所有者による行使を制限するよう措置を講じております。
- (2) 本新株予約権が残存する限り、当社は、所有者の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意しております。但し、(i)当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii)本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。）、並びに(iv)株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

6. 行使停止条項の内容

当社は、本新株予約権買取契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は本新株予約権者に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、当社は本新株予約権者に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

7. 当社の株券の売買について所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められております。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた所有者の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、『コンプライアンス規範』等を定める。
- ② 取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、『監査等委員会監査等基準』に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ④ 当社の使用人は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに経営管理本部長に報告する。
- ⑤ コンプライアンス（企業倫理・法令遵守）を含むCSR（Corporate Social Responsibility）を推進するために制定された『コンプライアンス規範』の展開・浸透・定着を図るための推進担当部門を設置し、グループ全体のコンプライアンス統括責任者たる経営管理本部長を筆頭に、『コンプライアンス規範』の啓蒙・教育・促進を図る。
- ⑥ 当社は、法令、定款及び社内規程に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として『公益・内部通報及び懲罰に関する規程』を定め、社内外に通報窓口を設置することにより、コンプライアンスの充実を図る。また、当社は、公益・内部通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他の関連法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」を狙いとした内部統制の仕組みを構築し、ビジネスプロセスの運用に努める。
- ⑧ 当社は、内部監査部門を設置し、経営諸活動の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、助言・指導を実施する。
- ⑨ 当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的な活動や勢力及びその団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらない。
- ⑩ 社内窓口部署を設置し、警察などの外部機関や関連団体との連携を進めるとともに信頼関係の構築に努めてきており、今後も引き続き、反社会的な活動や勢力及び団体との関連を排除するための社内体制を整備・強化する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する記録・決裁書については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。
保存されている書類は取締役の要求に応じて、閲覧可能な状態にする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程等の体制

- ① 『リスク管理・コンプライアンス規程』に基づき、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体に関する不断のリスク管理を行うとともに、リスクの発生を未然に防止する。
- ② 万が一、リスクが発生した場合においても、初期対応に関する規程に基づき被害（損失）の極小化を図る。
- ③ グループ全体のリスク管理を網羅的に行うため、リスク管理・コンプライアンス委員会の傘下に、各グループ会社の従業員を含む委員で構成する「情報セキュリティ小委員会」、「コンプライアンス小委員会」及び「内部統制小委員会」を設置する。
- ④ 当社が行うM&A・純投資についての検討及び実施後検証を行う目的で、投資委員会を設置する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は取締役会にて、法令・定款・社内規程の定めに基づき、重要な意思決定事項を協議し決定する。
- ② 社外取締役の招聘により、経営の透明性と意思決定の公正性をより強化する。
- ③ 職務分掌及び職務権限を明確にし、事業執行については、各事業執行部門へ権限を委譲することにより意思決定の迅速化を図るとともに、取締役は各事業執行部門の責任者に委ねた事業執行の監督を行う。
- ④ 取締役会の下部組織として、取締役及び各事業執行部門の責任者等で構成される経営戦略会議を設置し、全グループの経営課題について審議するとともに、取締役会から代表取締役に委譲された権限に関する諮問機関として、事業執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の適正化と迅速化を図る。
- ⑤ 取締役会は、当社及び当社の関係会社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各事業執行部門の責任者に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体の運営管理及び内部統制の実施に関しては、当社各事業執行部門長がこれを管理し、全般的事項に関してはリスク管理・コンプライアンス委員会、当社経営管理本部長及び当社取締役会がこれを担当するものとする。
- ② グループ会社の管理については、『関係会社管理規程』を定め、グループ全体の業務の適正を確保する。当社経営管理本部長は、関係会社に対し、定期又は臨時に関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を求め、取締役会に報告する。

- ③ 関係会社の損失の危険については、『関係会社管理規程』等に基づき、当社経営管理本部長が原則毎年1回以上、定期又は臨時に実地監査を行う。
 - ④ 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社は、『関係会社管理規程』を定期に見直すとともに、当社経営管理本部長が関係会社の管理監督を行い、必要な報告を求める。
 - ⑤ 当社取締役会は、関係会社各社の独立性を尊重しながら、グループ全体のコンプライアンスに関して、リスク管理・コンプライアンス委員会傘下のコンプライアンス小委員会を通じて統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。また、当社経営管理本部長は、グループ全体のコンプライアンス統括責任者として、関係会社各社のコンプライアンス及び内部統制の状況について、必要の都度、当社取締役会に報告するものとする。
- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務執行を補助する使用人を置き、当該使用人は、監査等委員会に係る職務については監査等委員会の指揮命令に従うものとする。その人事評価は基本的には経営管理本部長が行うものの、監査等委員会が同意権を有し、異動・懲戒については、監査等委員会が同意権を有するものとする。
- (7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、関係会社の取締役及びこれらの使用人等は、法令又は定款に違反する事実、不正な事実、当社及び当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ② 前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
 - ③ 当社経営管理本部長は、関係会社の取締役並びに監査役、使用人から法令又は定款に違反する事実、不正な事実、当社及び当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実の報告を受けた場合、速やかに当社取締役会に報告し、当該事実に関する事項を整理し当社監査等委員会に報告をしなければならない。但し、当社取締役が不正に関与している等、諸事情に鑑み当社取締役会に第一次的に報告をすることが適切ではないと料したときは、当該事実に関する事項を当社監査等委員会に報告しなければならない。

- (8) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 監査の実効性を担保するため、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）に要する費用のための予算を確保するとともに、監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求があったときは、速やかにこれに応じる。
- (9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が状況に応じた厳正な監査を実施できるよう、監査等委員が重要な会議に出席できるようにするほか取締役等と定期的に意見交換が行えるようにする。また、監査等委員会が重要な決裁書類等を閲覧できるようにする。
 - ② 監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との相互連携が重要であるとの認識の下、定期的な打ち合わせ等による三者間での情報及び課題の共有化を通じて、効果的な監査を実施することができるようにする。
 - ③ 内部監査部門を監査等委員直轄とし、監査等委員会へのレポートラインを確立するとともに、代表取締役に対するレポートラインも維持する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役間の活発な意見交換に基づく業務執行の相互監視が重要であるとの認識の下、取締役会はもちろん、経営戦略会議等の機会を有効活用し、意思決定及び監督の実効性並びに職務の適正の確保に努めております。当事業年度は、取締役会は14回、経営戦略会議は平均して2週に1回のペースで行われました。それ以外にも、取締役間の情報共有・意見交換は社内通信ネットワーク等を通じて日常ベースで頻繁に行われており、取締役の業務執行に不適切な点がないかを随時検証しております。また、経営戦略会議や各事業執行部門への権限委譲を進めることにより、意思決定の迅速化を図っております。

リスク管理に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、リスクの発生を未然に防止するとともに、代表取締役社長CEOを委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクの洗い出し・検証・回避策の検討を行っております。さらに、全社的なリスク管理及び内部統制の見地から、同委員会の傘下に、「内部統制小委員会」、「コンプライアンス小委員会」及び「情報セキュリティ小委員会」の3小委員会を設置し、グループ全社から代表者を参加させることにより、より実務的かつ実効的な対策を実施することが可能となりました。

また、監査等委員は、内部監査担当者その他関係各部署と連携し、日常的に各部署に対する監査を行っております。監査等委員には、経営戦略会議やその他の重要会議の情報を共有できる環境が整えられているとともに、社内の情報へも無制限にアクセスすることができます。これらの環境及び取締役との連携を通じて、業務の適正の実効性担保に努めております。

さらに、「コンプライアンス規範」の展開・浸透・定着を実現すべく、リスク管理・コンプライアンス委員会において、定期的にコンプライアンス施策の確認等を実施するほか、法務部が全社に対し研修を行い、会社全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部通報制度については、「公益・内部通報及び懲罰に関する規程」に基づく厳格な運用が不可欠であるとの認識の下、随時監査等委員及び外部弁護士が関与し、適正な運用に努めております。

反社会的勢力の排除については、法務部及び特定の部署において、会社と関係する当事者（顧客・取引先・委託先等）につき、関係構築に際して事前確認を行うと同時に、これらの者について継続的にフォローを行うことにより、会社と反社会的勢力が関係を持つことのないよう努めております。また、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関とも緊密な連携関係を維持することにより、反社会的勢力による不当要求に対処する体制を構築しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,156	3,466	1,135	△0	5,758
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	25	25			51
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			903		903
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株式交換による増加		439			439
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	25	464	903	△0	1,393
当連結会計年度末残高	1,182	3,931	2,039	△0	7,152

	そ 包 括 の 利 益 他 累 計 の 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△3	△3	2	5,757
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				51
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				903
自 己 株 式 の 取 得				△0
株式交換による増加				439
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△10	△10	△2	△12
当連結会計年度変動額合計	△10	△10	△2	1,380
当連結会計年度末残高	△14	△14	0	7,137

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------------|--|
| ・ 連結子会社の数 | 8 社 |
| ・ 主要な連結子会社の名称 | イタンジ株式会社
株式会社RENOSY FINANCE
イエスリノベーション株式会社
株式会社RENOSY X
株式会社Modern Standard
株式会社RENOSY ASSET MANAGEMENT
株式会社神居秒算
積愛科技（上海）有限公司 |
| ・ 連結の範囲の変更
（新規） | ・ 新規設立により 1 社増加
株式会社RENOSY X
・ 株式の取得及び簡易株式交換により 1 社増加
株式会社Modern Standard
・ 株式の取得により 2 社増加
株式会社神居秒算
積愛科技（上海）有限公司 |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、イエスリノベーション株式会社の決算日は11月30日、積愛科技（上海）有限公司が12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(b) たな卸資産

- ・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

- ・未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

- ・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	2年～20年

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(c) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) アフター保証引当金

アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(c) 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当連結会計年度の末日における将来の損失発生見込額を計上しております。

(d) 転貸損失引当金

転貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。

(e) 空室損失引当金

空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(a) 外貨建金銭債権債務

連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(b) 外貨建有価証券 ・ 其他有価証券

連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における其他有価証券評価差額金に含めております。

(c) 在外子会社等

決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 繰延資産の処理方法

- ・ 株式交付費
- ・ 社債発行費

支出時に全額費用処理としております。

支出時に全額費用処理としております。

(b) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税額のうち、固定資産に係るものは、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(c) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7～10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社グループ（当社及び連結子会社）は、従来、有形固定資産（ただし建物を除く）の減価償却方法として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更いたしました。

当社は、不動産総合ブランド「RENOSY（リノシー）」事業を確立すべく2018年11月以降、イタンジ株式会社、株式会社RENOSY ASSET MANAGEMENT（リーガル賃貸保証株式会社より名称変更）、株式会社RENOSY FINANCE、イエスリノベーション株式会社、株式会社RENOSY X及び株式会社Modern Standard、株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司の各社をグループに加え、安定的な収益基盤及びグループとしての一体運営を構築してまいりました。また、不動産総合ブランド「RENOSY（リノシー）」事業を『成長と安定を両立させる事業体制』へ移行すべく、当連結会計年度より、フロー事業であるiBuyer事業を基盤に、SaaS事業（不動産売買プラットフォーム、賃貸管理業務の独立化、自社開発Techの外販等）へ投資を行い、計画的にストック事業の割合を増やすことで、安定した事業基盤を確立し、更なる成長を続けていく戦略を明確にいたしました。

これを契機に、当社グループの事業活動と有形固定資産の使用実態を検討した結果、今後当社グループの有形固定資産が概ね耐用年数内で安定して稼働する状態であることを踏まえ、定額法による減価償却が有形固定資産の使用実態をより適切に表すと判断したことによるものであります。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「預り金」は454百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「社債発行費」は4百万円であります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。

当社グループ（当社及び連結子会社）におきましては、金融機関の稼働減に伴う販売活動の停滞、管理会社の営業停滞に伴う仲介可能物件数の減少及び仲介業界の冷え込みによる電子申込利用減等の影響が出ておりますが、非対面販売体制の早期確立、自社メディアの強化及び賃貸業界のDXシフト等、長期的な業界変化を見据えたDX推進に注力しており、業績への影響は限定的であると考えております。

そのため、当連結会計年度において、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいて、重要な影響はないものと判断しております。

(保有目的の変更)

当連結会計年度において、保有目的の変更により、建物99百万円及び無形固定資産その他155百万円を販売用不動産に振替えております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	270百万円
長期預金	10百万円
計	280百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	36百万円
長期借入金	190百万円
計	227百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 255百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当社は、2020年11月1日を効力発生日として、普通株式1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	9,797,705株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	341,640株
------	----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。長期預金は、定期積金と定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に純投資目的の非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金であり、発行体の信用リスクに晒されております。また、このうち外貨建投資有価証券は為替リスクに晒されております。

未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、預り金もそのほとんどが短期での決済となります。借入金及び社債は、主に運転資金、M&A資金及びシステム開発投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。投資有価証券及び投資事業有限責任組合への出資金については、定期的に発行体の財務内容を把握することにより管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,386	6,386	－
(2) 売掛金	147		
貸倒引当金(※)1	△10		
	137	137	－
(3) 長期預金	10	9	△0
(4) 敷金及び保証金	892	873	△18
資 産 計	7,426	7,407	△18
(1) 短期借入金	1,503	1,503	－
(2) 未払金	988	988	－
(3) 預り金	1,074	1,074	－
(4) 長期借入金(※)2	3,333	3,340	6
(5) 社 債(※)3	2,150	2,149	△0
負 債 計	9,049	9,055	6

(※) 1. 売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含みます。

3. 社債は1年内償還予定の社債を含みます。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) 社債

長期借入金及び社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入もしくは新規の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

- ・投資有価証券は非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金（連結貸借対照表計上額 410百万円）であり、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 242円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 31円25銭 |

(注) 当社は、2020年11月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割の注記)

2020年10月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行うことで、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 分割の方法

2020年10月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2020年10月30日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき3株の割合をもって分割する。

(3) 効力発生日

2020年11月1日

(4) 分割により増加する株式数

普通株式数 19,595,410株

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響額

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「8. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

10. その他の注記

(金額表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

株主資本等変動計算書

(2019年11月 1 日から)
(2020年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金		
					繰 越 利益剰余金	合 計		
当 期 首 残 高	1,156	1,555	1,911	3,466	1,306	1,306	△0	5,930
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	25	25		25				51
当 期 純 利 益					1,510	1,510		1,510
自己株式の取得							△0	△0
株式交換による増加		439		439				439
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	25	464		464	1,510	1,510	△0	2,000
当 期 末 残 高	1,182	2,019	1,911	3,931	2,817	2,817	△0	7,930

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	△3	△3	2	5,928
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				51
当 期 純 利 益				1,510
自己株式の取得				△0
株式交換による増加				439
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△10	△10	△2	△12
当 期 変 動 額 合 計	△10	△10	△2	1,987
当 期 末 残 高	△14	△14	0	7,916

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② たな卸資産
- ・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

- ・未成工事支出金
- ・貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	2年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

- ③ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ・ 株式交付費
- ・ 社債発行費

支出時に全額費用処理としております。
支出時に全額費用処理としております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② アフター保証引当金

アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

③ 転貸損失引当金

転貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。

④ 空室損失引当金

空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

① 外貨建金銭債権債務

決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 外貨建有価証券（その他有価証券）

決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(6) その他計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税額のうち、固定資産に係るものは、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、有形固定資産（ただし建物を除く）の減価償却方法として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更いたしました。

当社は、不動産総合ブランド「RENOSY（リノシー）」事業を確立すべく2018年11月以降、イタンジ株式会社、株式会社RENOSY ASSET MANAGEMENT（リーガル賃貸保証株式会社より名称変更）、株式会社RENOSY FINANCE、イエスリノベーション株式会社、株式会社RENOSY X、株式会社Modern Standard、株式会社神居秒算及び積愛科技（上海）有限公司の各社をグループに加え、安定的な収益基盤及びグループとしての一体運営を構築してまいりました。また、不動産総合ブランド「RENOSY（リノシー）」事業を『成長と安定を両立させる事業体制』へ移行すべく、当事業年度より、フロー事業であるiBuyer事業を基盤に、SaaS事業（不動産売買プラットフォーム、賃貸管理業務の独立化、自社開発Techの外販等）へ投資を行い、計画的にストック事業の割合を増やすことで、安定した事業基盤を確立し、更なる成長を続けていく戦略を明確にいたしました。

これを契機に、当社の事業活動と有形固定資産の使用実態を検討した結果、今後当社の有形固定資産が概ね耐用年数内で安定して稼働する状態であることを踏まえ、定額法による減価償却が有形固定資産の使用実態をより適切に表すと判断したことによるものであります。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「売掛金」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「社債発行費」は4百万円であります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。

当社におきましては、金融機関の稼働減に伴う販売活動の停滞及び管理会社の営業停滞に伴う仲介可能物件数の減少等の影響が出ておりますが、非対面販売体制の早期確立及び自社メディアの強化等、長期的な業界変化を見据えたDX推進に注力しており、業績への影響は限定的であると考えております。

そのため、当事業年度において、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいて、重要な影響はないものと判断しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	16百万円
長期預金	10百万円
計	26百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	29百万円
長期借入金	9百万円
計	39百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 232百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	497百万円
② 長期金銭債権	－百万円
③ 短期金銭債務	115百万円
④ 長期金銭債務	－百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	5百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

207株

(注) 当社は、2020年11月1日を効力発生日として、普通株式1株当たり3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記自己株式は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

34百万円

資産除去債務

126

その他

7

繰延税金資産小計

167

評価性引当額

—

繰延税金資産合計

167

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

△113

繰延税金負債合計

△113

繰延税金資産の純額

53

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容 (注)	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株式会社RENOSY X	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付	332	短期 貸付金	332
				利息の受取	0		
子会社	株式会社RENOSY ASSET MANAGEMENT	所有 直接100%	役員の兼任	会社分割 分割資産合計 分割負債合計	594 594	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ・会社分割（吸収分割）により承継させた資産、負債の対価について、株式その他の金銭等の交付を行っていません。

(2) 役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容 (注) 2	取 引 金 額 (注) 1	科 目	期 末 残 高
役員及び その近親者	樋 口 龍	被所有 直接 38.8% 間接 19.0%	当社代表 取締役社長	リノベーション 施工	51	-	-
役員及び その近親者	樋 口 大	被所有 直接 2.2%	当社取締役	販売用不動産の 販売	41	-	-
役員及び その近親者	藤原 義久の 近 親 者	—	当社取締役 の近親者	販売用不動産の 販売	45	-	-
役員及び その近親者	稲 本 浩 久	被所有 直接 0.0%	当社執行役員	販売用不動産の 販売	45	-	-
役員及び その近親者	橋 本 健 郎	—	当社執行役員	リノベーション 施工	19	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・リノベーション施工及び販売用不動産の販売については、市場価格等を勘案し、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 269円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 52円24銭 |

(注) 当社は、2020年11月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

2020年10月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行うことで、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 分割の方法

2020年10月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2020年10月30日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき3株の割合をもって分割する。

(3) 効力発生日

2020年11月1日

(4) 分割により増加する株式数

普通株式数 19,595,410株

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響額

これによる影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「10. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

12. その他の注記

(金額表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。